

## 認定研修施設に係る各種手続きについて よくあるお問合せ

### 1) 各手続きに共通するお問合せ

Q.1: 押印箇所のある書類については、押印後に PDF データにして提出するのでしょうか？

A.1: はい。Word 上で PC 入力・印刷した後、または申請書を印刷し手書きで記入した後に押印し、その書類を複合機等で PDF 化してください。原則 PDF データでのご提出をお願いしておりますが、難しい場合は郵送でご提出ください。

Q.2: 会員番号が分かりません。

A.2: 下記のマイページログイン画面にアクセスいただき、「ID・パスワードを忘れた方はこちら」からお問い合わせください。

\* マイページログイン画面 <https://service.kktcs.co.jp/smms2/loginmember/jmwh>

Q.3: 指導医、暫定指導医、専門医の認定番号が分かりません。

A.3: ご自身のマイページよりご確認ください。

### 2) <指導責任者に関する手続き>について

Q.1: これまでの暫定指導医が今年から非常勤勤務となりました。引き続き同施設に在籍しているのですが、暫定指導医更新申請を行えばよいのでしょうか？

A.1: 暫定指導医は常勤である必要がありますので、暫定指導医の認定要件を満たす医師への暫定指導医「交代」の申請を行ってください。暫定指導医の認定要件については、暫定指導医更新/交代/辞退申請書に記載されておりますので、ご確認ください。

Q.2: 暫定指導医の更新や交代を希望しない場合、手続きは不要でしょうか？

A.2: 暫定指導医「辞退」の申請を行ってください。暫定指導医更新/交代/辞退申請書に必要な事項をご記載の上、ご提出ください。申請書受領後、認定研修施設の認定資格返上手続きについてご案内します。

Q.3: これまで暫定指導医でしたが、今年の指導医審査で認定を受け9月1日より指導医資格が有効となります。引き続き同じ施設で指導責任者として勤務している場合、暫定指導医の更新手続きは必要でしょうか？

A.3: 暫定指導医の更新手続きは不要です。指導医認定を受けた年の8月31日付で暫定指導医資格は自動解消となります。

なお指導医認定を受けた暫定指導医が、8月31日よりも前に他施設へ異動となる場合は、その時点で暫定指導医資格は自動解消となります。この場合、暫定指導医として勤務していた施設の指導責任者が不在となりますので、指導責任者交代の手続きをおとりください。

### 3) <認定研修施設年次手続>について

Q.1: 「女性ヘルスケア指導医・暫定指導医・専門医・専門研修医リスト」(以下、「リスト」と記載)の「専門研修医の基幹学会専門医資格初回認定における認定期間開始日」とは何を指しますか？

A.1: 産婦人科等の基幹学会専門医資格取得日を指します。「基幹学会(基本領域)専門医認定証の見本」も併せてご確認ください。

専門研修医はこの日付を必ず入力してください。〔2021.5.28 追記〕

Q.2: リストの「当年1月1日現在の資格」の欄について

2020年・2021年に受験申請を行い書類審査に合格、2021年5月実施の筆記試験を受験した医師は、どの資格を選択すればよいでしょうか？

A.2: いずれの資格も選択せず、空欄としてください。その上で「女性ヘルスケア専門医認定番号」の欄に「2020年(または2021年)申請者」と入力してください。

暫定指導医であり2021年5月の筆記試験を受験した医師は、「暫定指導医」の資格を選択、暫定指導医の認定番号を入力し、さらに「女性ヘルスケア専門医認定番号」の欄には「2020年(または2021年)申請者」と入力してください。〔2021.5.28 追記〕

Q.3: リストのシートが保護されており、入力できません。

A.3: 入力箇所については「C列(施設名)」以外はすべて入力可能な状態です。なお、セルのコピー・ペーストは可能ですが、行や列のコピー・ペーストや挿入はできません。管理上の設定としてご理解をお願いいたします。